

令和3年度 [第33-Z0003-01号]
「脱炭素社会へ向けた県有建築物ZEB化設計指針」策定業務委託
業務説明書

静岡県交通基盤部発注の令和3年度 [第33-Z0003-01号] 「脱炭素社会へ向けた県有建築物ZEB化設計指針」策定業務委託に係る公募型簡易プロポーザル方式の手続開始の公告に基づく、契約予定者を特定するための技術提案書等の提出については、関係法令に定めるもののほか、この説明書によるものとする。

1 業務内容等

(1) 業務目的

本業務は、脱炭素社会の実現へ向けて県有建築物のZEB化を確実に推進するため、省エネ・創エネシミュレーションの実施による、コストを考慮した効率的な省エネ・創エネ仕様の検討を踏まえ、県が目指すべき数値目標の設定及び設計指針の策定を行うものである。

(2) 業務内容

ア 現状分析等

イ 数値目標設定

ウ その他エネルギー消費量削減に関する有効な手法の整理

エ 設計指針案等の策定

オ 外部有識者会議等の運営補助

※ 詳細は別添の特記仕様書(案)による。ただし、特記仕様書(案)は技術提案書の内容に応じて変更する場合がある。

(3) 履行期限

令和5年3月17日限り

(4) 契約限度額

本業務の契約限度額は、22,495,000円（消費税込み）とする。

(5) 業務実施上の条件

業務の打合せの回数は月1回程度とし、計10回程度の打ち合わせを行う。会議はオンライン併用可とする。なお、作業の進捗に応じて協議の上、打ち合わせ回数を変更できるものとする。

(6) 成果品

成果品は次のとおりとする。

ア 現状分析等報告書 1部

イ 業務完了報告書(A4版) 1部

ウ 県有建築物ZEB化設計指針案(本文・概要版)等 1部

エ アからウの電子媒体一式

2 参加表明書及び技術提案書を提出するために必要な要件

静岡県における建設関連業務の委託に係る競争入札参加資格の認定を受けている者のうち、次に掲げる条件をすべて満足していること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 静岡県における建設関連業務の委託に係る競争入札参加資格のうち、建築関係建設コンサルタント業務に係る認定を受けている者であること。

(3) 参加表明書の提出期限の日時点で、一般社団法人環境共創イニシアチブのZEBプランナーの登録(登録種別のうち、コンサルティング等について、建築コンサルティング、設備コンサルティング及び省エネコンサルティングの全ての種別を満たす者に限る。)をしている者であること。

(4) 以下に示す、要件を満たす技術者を当該業務に配置できること。

〔配置予定管理技術者〕

- ・一級建築士の資格を有すること。
- ・静岡県業務委託契約約款(建築設計)第10条第1項に定める管理技術者であること。
- ・参加表明書の提出期限の日以前に当該入札参加者の組織に属していること。
- ・主任担当技術者を兼任しないこと。

〔配置予定主任担当技術者〕

- ・参加表明書の提出期限の日以前に当該入札参加者の組織に属していること。

- (5) 参加表明書の提出期限の日から契約の時までの期間に、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成元年8月29日付け管第324号）に基づく入札参加停止を受けていないこと。
- (6) 静岡県発注公共工事暴力団排除措置要領（平成5年8月1日施行）に基づき、指名からの排除措置を受けていないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (8) 協同組合が参加する場合にあっては、当該協同組合の組合員でないこと。

3 参加表明書、技術提案書及び見積書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次により参加表明書、技術提案書及び本業務に係る技術提案書に記載する内容を踏まえて、見積書を提出すること。見積書は、契約限度額を超えていないことを確認するために提出を求めるが、評価が最も高い者が2者以上存在した場合は、契約予定者を特定するための資料としても用いる。なお、積算の参考とするため、契約予定者に特定された者には再度見積りを依頼することがある。

(1) 提出期間

令和3年10月28日（木）から令和3年11月15日（月）（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の午前9時から午後5時までの間

(2) 提出先

別表1に示す、静岡県交通基盤部建築管理局建築企画課まで提出すること。（郵送可。長3号封筒〔簡易書留料金を含む切手404円貼付〕を併せて持参若しくは郵送すること。）

(3) 提出内容

ア 参加表明書（様式1号）	1部
イ 技術提案書（別表2に示す様式2～7-2号、根拠書類を含む）	各2部
ウ イのPDF形式データ（根拠書類を含む）を記録したCD-R	1枚
エ 見積書（様式自由）	1部

4 参加表明書及び技術提案書の作成及び記載上の留意事項

(1) 参加表明書（様式1号）

様式1号により作成すること。

(2) 技術提案書（様式2～7-2号）

ア 作成上の基本事項

技術提案書は、1 業務内容等の具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。また、他の建設コンサルタント等の協力を得て又は学識経験者等の援助を受けて業務を実施する場合には、技術提案書にその旨を明記すること。なお、本説明書において記載された事項以外の内容が技術提案書に含まれている場合は、その部分の提案を無効とする。

イ 作成方法及び内容に関する留意事項

別表2により作成すること。書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとし、文字サイズは11ポイント以上とする。

ウ 技術提案書の無効

提出書類に

ついて、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合、又は記載漏れ・不整合等の記載の誤りがある場合は、技術提案書を無効とし、非特定とすることがある。

エ 既存資料の縦覧

技術提案書の作成にあたり、次のとおり既存資料を縦覧に供する。ただし、縦覧を希望する場合には事前に別表1に示す、静岡県交通基盤部建築管理局建築企画課と調整すること。

(7) 縦覧期間

令和3年10月28日（木）から令和3年11月12日（金）（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の午前9時から午後5時までの間

(イ) 縦覧場所
別表 1 に示す、静岡県交通基盤部建築管理局建築企画課

(ウ) 縦覧資料
・”ふじのくに”エコロジー建築設計指針
・県有建築物長寿命化設計ガイドライン
・個別施設計画（公共建築物）
・県有施設のエネルギー使用状況の分析（平成27年3月）

(エ) その他
(ウ)縦覧資料については、電子メールでの送付も可。縦覧又は電子メールによる送付を希望する場合は、別表 1 に示す、静岡県交通基盤部建築管理局建築企画課と事前に調整すること。

5 本説明書及び縦覧資料等に対する質問

(1) 本説明書及び縦覧資料等に対する質問がある場合は、次に従い書面(様式自由)により提出することとし、電子メール、電送、持参、郵送のいずれの方法でも可とする。ただし、電子メール及び電送にて送信の場合、その旨を電話で連絡すること。

ア 受付期間

令和3年10月28日（木）から令和3年11月4日（木）（持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く）午前9時から午後5時までの間

イ 提出先

別表 1 に示す、静岡県交通基盤部建築管理局建築企画課

ウ その他

文書には、担当窓口の部署、担当者名、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレス等を併記すること。

(2) (1)の質問に対する回答書は、質問を受理した日から5日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く）に質問者に対して電子メールにより行うほか、下記により閲覧に供する。

ア 閲覧期間

回答した日から令和3年11月12日（金）（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の午前9時から午後5時までの間

イ 縦覧場所

静岡県交通基盤部建築管理局建築企画課及び同課のホームページ

6 ヒアリング

技術提案書の提案内容等について、配置予定の管理技術者に対して、次のとおりヒアリングを実施し、技術提案書の評価を行う。なお、ヒアリング出席者は配置予定の管理技術者とするが、補助として配置予定の主任担当技術者2名の出席を認めるものとする。

(1) 実施日時

令和3年11月24日（水）

（1社に対し30分程度。）

(2) 実施方法

原則、Zoomでのヒアリングとする。事前に通話環境に係るテスト及び当日出席予定技術者の身分証明書確認を行ったうえで、ヒアリングを行う。

(3) ヒアリング事項

ア 配置予定の管理技術者から技術提案書の内容について説明

イ 質疑応答

(ア) 配置予定の管理技術者の経歴及び業務実績

(イ) 技術提案の内容（実施方針、特定テーマ）

(4) その他

ア ヒアリング時における、資料の追加は認めない。

イ ヒアリング開始時に配置予定の管理技術者であることを確認することができる写真付の身分証明書を提示すること。

ウ ヒアリング及び事前通話環境に係るテスト等の実施日時の詳細については、別途連絡する。

7 契約予定者の特定

(1) 評価基準

技術提案書を別表3の評価項目・基準で評価し、技術評価が最も高い者を契約予定者として特定する。ただし、技術評価の最も高い者が2者以上あるときは、その中で見積額の最も低い者を特定することとし、また、見積額の最も低い者が2者以上あるときは、当該者のくじ引きにより契約予定者を特定する。

(2) 契約予定者への通知

契約予定者として特定された者には、特定通知書により令和3年11月30日（火）までに通知する。

8 非特定理由に関する事項

(1) 参加表明書及び技術提案書等を提出した者のうち、契約予定者として特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨と、その理由（非特定理由）を書面（非特定通知書）により令和3年11月30日（火）までに通知する。

(2) (1)の通知を受けた者は、非特定通知の翌日から令和3年12月7日（火）午後4時（土曜日、日曜日及び祝日を除く）までに書面（様式自由）により、発注者に対して非特定理由について説明を求められることができる。

(3) 説明を求められたときは、令和3年12月10日（金）までに説明を求めた者に対して、書面により回答する。

(4) (2)の書面は、別表1示す静岡県交通基盤部建築管理局建築企画課まで提出すること。ただし、書面は持参により提出することとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

9 契約条件等

(1) 契約書の作成

契約の締結にあたっては、契約書を作成しなければならない。

(2) 契約保証金

免除する。

10 暴力団員等又は暴力団関係業者による不当介入を受けた場合の措置

(1) 本業務の受注者は暴力団員等又は暴力団関係業者による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

(2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。

(3) 受注者は暴力団員等又は暴力団関係業者により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

※不当介入を受けたにもかかわらず警察及び発注者への通報（報告）等を怠った場合は、入札参加資格停止の措置を受けることがある。

11 その他の留意事項

(1) 手続きに用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

(2) 提出書類の作成、提出及びヒアリング等に掛かるすべての費用は、提出者の負担とする。

(3) 提出書類に虚偽の記載をした場合には、技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止を行うことがある。

また、提出された参加表明書又は技術提案書が下記のいずれかに該当する場合は、原則その技術提案書を無効とする。

ア 参加表明書又は技術提案書の全部又は一部が提出されていない場合

イ 参加表明書又は技術提案書と無関係な書類である場合

ウ 他の業務の参加表明書又は技術提案書である場合

エ 白紙である場合

オ 本業務説明書に指示された項目を満たしていない場合

- カ 発注者名に誤りがある場合
 - キ 発注案件名に誤りがある場合
 - ク 提出者名に誤りがある場合
 - ケ その他未提出又は不備がある場合
- (4) 提出された書類は返却しない。また、提出された参加表明書及び技術提案書は、契約予定者の特定以外に提出者に無断で使用しない。なお、特定された技術提案書を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。
 - (5) 提出期限後において、提出書類は受理しないとともに提出書類に記載された内容の変更を認めない。また、技術提案書に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
 - (6) 本業務について、主たる部分の再委託は認めない。
 - (7) 照会窓口は、別表1のとおりとする。
 - (8) 契約予定者として特定された者は速やかに提案内容を適切に反映した仕様書を提出し、契約後、その仕様書に即した業務計画書を作成し提出すること。ただし、技術提案書の内容のうち、発注者が採用を認めないことを通知した提案内容は除く。また、発注者が工程上適切な時期に履行を確認するために、プロポーザル方式の運用ガイドライン（静岡県交通基盤部令和3年6月改定）を参考に、「プロポーザル方式における技術提案履行確認シート」を作成し、監督員に業務計画書提出時に提出する。なお、契約予定者の特定後に、提案内容を適切に反映した仕様書作成のために、具体的な実施方法について提案を求めることがある。
 - (9) 監督員は、上記技術提案履行確認シートに基づき工程上適切な時期に履行状況を確認する。技術提案の内容が不履行の場合には、受発注者間において責任の所在を協議し確認する。技術提案書の内容の全部又は一部が受注者の責により実施されなかった場合は、静岡県委託業務等成績評定要領及び静岡県委託業務等成績評定考査基準に基づき業務執行に係る過失に伴う減点として、減点の対象とする。また、契約書に基づき修補の請求、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償の請求を行うことができる。

別表1 (窓口) 〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁東館13階

部 局 名	電話番号	E-mail
交通基盤部建築管理局建築企画課	TEL : 054-221-3091	kenchikukikaku@pref.shizuoka.lg.jp

別表2 (技術提案書の作成及び記載上の留意事項)

様式2号を技術提案書の表紙として、以下の様式を記載の上、提出すること。

記載事項	内容に関する留意事項
本社、営業所の所在地・建設コンサルタント登録規定に基づく登録状況等(様式3号)	<ul style="list-style-type: none"> ・本社、営業所の所在地を記載すること。 ・2(2)に示す認定を受けている者であること。 ○根拠書類 ・本社、営業所等があることを証明する書類(登記簿謄本等の必要な部分)を添付すること。 ・静岡県における有効な「建設関連業務入札参加資格の審査結果」通知の写しを添付すること。
企業の能力(様式4号)	<ul style="list-style-type: none"> ・会社がZEBプランナーの登録(登録種別のうち、コンサルティング等について、建築コンサルティング、設備コンサルティング及び省エネコンサルティングの全ての種別を満たす者に限る。)をしていること。 ○根拠書類 ・一般社団法人環境共創イニシアチブが交付した、ZEBプランナーの登録証の写しを添付すること。
業務実施体制(様式5号)	<ul style="list-style-type: none"> ・配置予定の管理技術者及び主任担当技術者(以下、「配置予定技術者」という。)について記載する。 ・配置予定の主任担当技術者は、複数(最大3名まで)とすることができるが、代表主任担当技術者が明確にわかるようにすること。 ・過去のZEB設計の担当実績は、物件名を記載する。なお、平成23年4月1日から参加表明書提出日までに完了している業務実績について記載すること。 ・分担業務の内容は、他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合にのみ記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。 ・管理技術者は主任担当技術者と兼ねることができない。 ○根拠書類 ・配置予定技術者の建築士等の資格者証の写し ・配置予定技術者の経歴書(任意書式) ・担当実績物件がZEB(BEI※=0.5以下)であることが確認できる資料(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく適合性判定通知書の写しなど)を添付すること。 ※BEI:ビルディング・エネルギー・インデックスの略。設計一次エネルギー消費量を基準一次エネルギー消費量で除した数値
業務の実施方針(様式6号)	<ul style="list-style-type: none"> ・「①業務の目的・内容について」、「②業務の制約となる条件等について」、「③業務の実施フロー及び工程表」、「④業務の課題等の対応方針について」、「⑤品質管理体制について」をA4版合計2ページまでに記載する。概念図、出典の明示できる図表、既往成果、写真を用いることができる。 ・文字サイズは11ポイントを基本とし、文字間隔は標準とする。 ・記載する本文中には、提案者名が特定又は推測できるような記載(会社名、配置技術者名等)やロゴマーク等の使用は避けること。 ・カラーで作成した場合はカラーのまま評価する。

<p>特定テーマに対する技術提案 (様式7-1号 ・様式7-2号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・次に掲げる特定テーマに対する取り組み方法を具体的に記載する。 【特定テーマ1】 特記仕様書(案)2(2)エ「ZEB化実現のための数値目標の設定支援」において、数値目標を設定するための留意点と対応方針。 <ul style="list-style-type: none"> ・各シミュレーション結果を踏まえた県有施設全体のエネルギー消費量の変化の試算において2050年にストック平均でZEBを効率的に達成するための工夫等。 【特定テーマ2】 特記仕様書(案)2(4)ア「設計指針案の作成」において、個別の設計の中でシミュレーション等を行わなくとも、用途や規模等毎にコストを考慮した効率的な仕様またはその組み合わせにて、ZEBを達成できるようなわかりやすい指針とするための工夫と対応方針。 ・記載枚数は1テーマにつきA4版合計2ページまでとし、概念図、出典の明示できる図表、既往成果、写真を用いることができる。 ・記載する本文中には、提案者名が特定又は推測できるような記載(会社名、配置技術者名等)やロゴマーク等の使用は避けること。 ・カラーで作成した場合はカラーのまま評価する。
<p>参考見積 (様式自由)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・見積は、業務内容及び技術提案書に記載した内容を踏まえて必要な経費を算出し作成する。 ・本業務の契約限度額は、22,495,000円(消費税込み)である。 ・積算の参考とするため、特定者には再度見積を依頼することがある。

別表 3

1 実施方針等 (40 点)

区分	評価項目		配点	
		評価基準		
実施方針等	業務理解度	業務の目的・内容	目的、内容の理解度が高く、優れている場合（その他発注者が認める重要事項の指摘を含む）に優位に評価する。	20点
		業務の制約条件等	現状分析及び業務の制約となる条件やポイントの理解度が高く、優れている場合（その他発注者が認める重要事項の指摘を含む）に優位に評価する。	
	実施手順	実施工程・フロー	業務実施手順を示す実施フローの妥当性及び業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高く、優れている場合（その他発注者が認める重要事項の指摘を含む）に優位に評価する。	20点
		課題等の対応方針	業務実施上の問題点や課題等に対する対応方針の実現性が高く、優れている場合（その他発注者が認める重要事項の指摘を含む）に優位に評価する。	
品質管理体制	成果の品質確保に対する品質管理体制の実現性が高く、優れている場合（その他発注者が認める重要事項の指摘を含む）に優位に評価する。			

2 特定テーマに関する技術提案 (80点)

【特定テーマ1】 特記仕様書(案) 2 (2) エ「ZEB化実現のための数値目標の設定支援」において、数値目標を設定するための留意点と対応方針。

- ・各シミュレーション結果を踏まえた県有施設全体のエネルギー消費量の変化の試算において2050年にストック平均でZEBを効率的に達成するための工夫等。

【特定テーマ2】 特記仕様書(案) 2 (4) ア「設計指針案の作成」において、個別の設計の中でシミュレーション等を行わなくとも、用途や規模等毎にコストを考慮した効率的な仕様またはその組み合わせにて、ZEBを達成できるようなわかりやすい指針とするための工夫と対応方針。

区分	評価項目		配点	
		評価基準		
特定テーマに関する技術提案	特定テーマ1	的確性	着眼点が妥当であるとともに、見識が十分であり、専門的な技術力が高い内容と認められる場合に優位に評価する。 必要なキーワード（着眼点、問題点、解決方法等）が記載され、優れている場合に優位に評価する。	20点
		実現性	提案内容に説得力があり、優れている場合に優位に評価する。 提案内容を裏付ける根拠や実績などが明示され、優れている場合に優位に評価する。	20点
	特定テーマ2	的確性	着眼点が妥当であるとともに、見識が十分であり、専門的な技術力が高い内容と認められる場合に優位に評価する。 必要なキーワード（着眼点、問題点、解決方法等）が記載され、優れている場合に優位に評価する。	20点
		実現性	提案内容に説得力があり、優れている場合に優位に評価する。 提案内容を裏付ける類似実績などが明示され、優れている場合に優位に評価する。	20点